

<技術検討WGにおける検討状況の中間報告>

利用者に対し、「B-CAS」と並ぶ新たな選択肢を拡大するため、その具体的な方法について、以下のような考え方を基本として、技術検討WGにて検討中。

◎地上デジタルテレビ放送について、B-CAS方式以外の新たな選択肢として、コンテンツ保護に係るルールを遵守する者の全てに対し、「コンテンツ保護に係る技術仕様」の開示を制限しない方法を検討する。

◎基幹放送という性質上、善意の視聴者に影響を与えるような運用上のオペレーションは行わないことが前提である。

◎新しい方式におけるライセンス発行・管理機関は、組織・運営上の透明性が確保されていることが重要であることから、非営利であり、かつ透明性の高い法人であるべきではないか。

◎技術と契約によるエンフォースメントでは対応できない範囲※¹の対処の在り方については、制度的対応(現行制度によるものを含む。)の検討が必要ではないか。

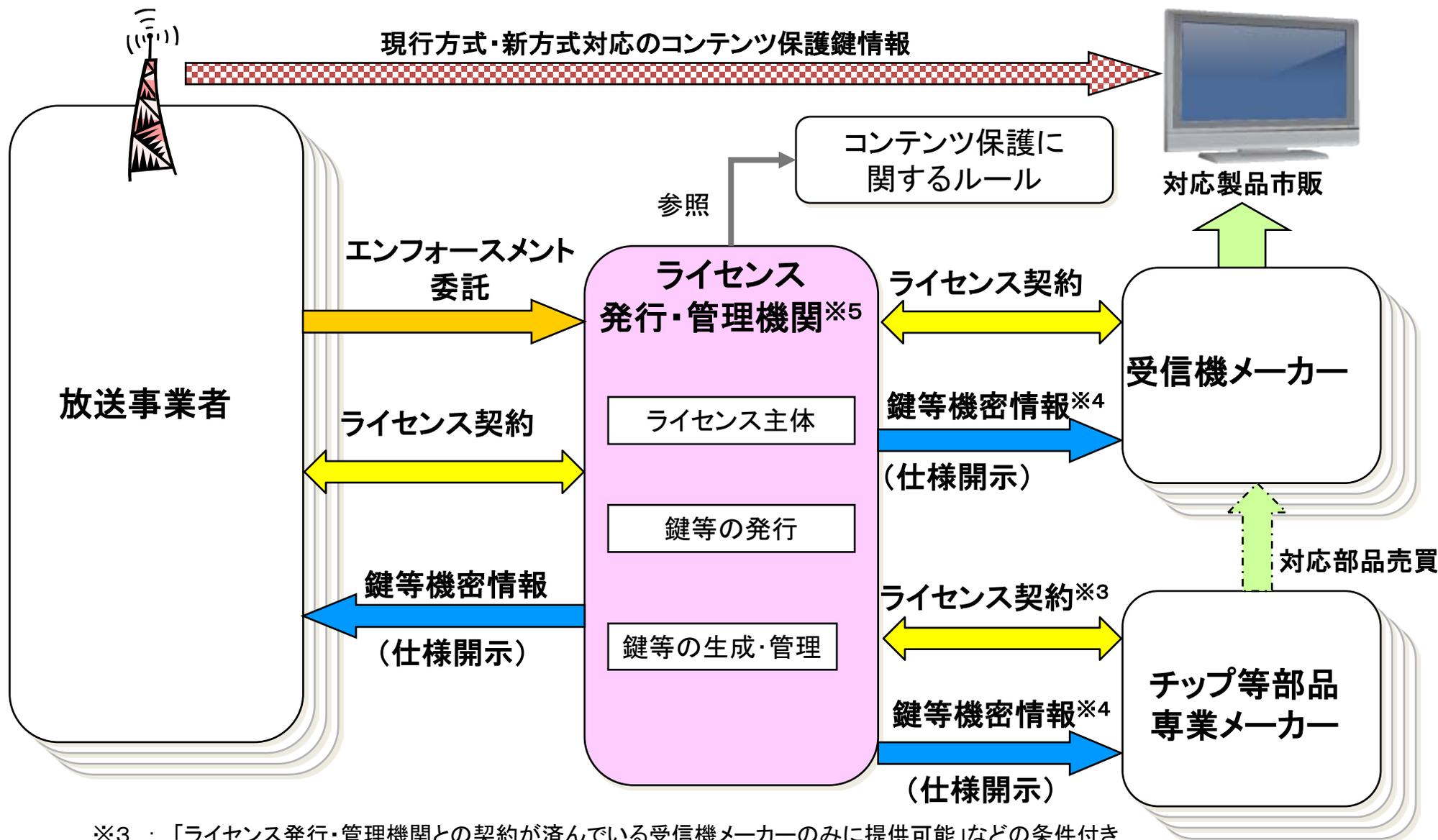
⇒ 今後の進め方として、新方式の早期運用開始を目指し、まずは技術と契約によるエンフォースメントにより対処できる範囲の検討を進め、新方式の内容の早期明確化を図る。その後、新方式の運用開始までに、適切な場で、現行法制度の実効性を検証した上で、補完的制度の要否を含め検討を開始し、進める。

※1:適正な手続きを踏まず、鍵を不正取得して、受信機を販売・譲渡目的で製造、販売・譲渡した者であって、契約当事者以外の者等。

(1) 現行B-CAS方式と異なる方式(有料放送とは異なる方式)

選択肢	概要	備考	課題	技術検討WGでの検討状況	ライセンス発行・管理機関
コンテンツ保護に係るルールを遵守する者の全てを制限しない	<ul style="list-style-type: none"> ・ライセンス発行・管理機関は、コンテンツ保護に係るルールを遵守することを約する受信機メーカーやチップメーカー等に対し、コンテンツ保護機能に係る仕様を開示。 ・受信機メーカーは、当該仕様に沿った機能をソフトウェア化あるいはチップ化※2したものを受信機に搭載して出荷。 ・視聴者は、購入した受信機について、アンテナ接続やチャンネル設定等を行えば、そのまま視聴することが可能。 <p>(前回との変更点として、チップとソフトウェアの枠を削除して統合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○商品企画の自由度向上。 ○視聴のための、カード挿入が不要。 ○カード貸与ではないため、視聴者が、認知し、理解する必要のある事項は軽減。 ○コンテンツ保護に係るルール遵守を約する全ての受信機メーカーに対して受信機製造上必要な仕様が開示されることから、技術的透明性が向上。 <p>※2 ソフトウェア化あるいはチップ化などの実装形態については、受信機メーカーの商品企画による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ライセンス発行・管理機関、チップの製造者、受信機メーカー関係者の間で、目的やスキームに応じた技術方式や、それぞれの役割や、役割に応じた責任等について、改めて検討が必要。 	<p>前頁の基本的な考え方をベースに具体的方策について検討中</p>	<p>必要 (相関図を参照)</p>

新方式におけるライセンス発行・管理機関の全体相関図(案)



※3 : 「ライセンス発行・管理機関との契約が済んでいる受信機メーカーのみに提供可能」などの条件付き

※4 : 本図は、受信機メーカー、部品専門メーカーの両方がライセンス契約行う場合をイメージしたもの。どちらか一方の場合もある。

※5 : 現行方式を取り扱うB-CAS社とは併存

(2) 現行B-CAS方式と同様の方式

<進捗状況>

- ・小型化については、ARIBにて規格化が完了。
- 民間にて、今後も導入に向けて、引き続き検討

選択肢	概要	備考	課題	技術検討WGでの検討状況	ライセンス発行・管理機関
カード	小型化	<ul style="list-style-type: none"> ○商品の企画の自由度向上。 ○視聴のためには、カードの挿入が必要。 	○カードの所有権の所在、目的外使用の制限や、カード紛失時の取り扱い等について、視聴者の認知と理解が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ○メーカーの商品企画の自由度が高まることで、消費者の選択拡大につながる可能性もあり、選択肢の一つとして、引き続き検討。 ○ノートPCや携帯電話、ポータブル機器、車載等のニーズの可能性はあるのではないかと。 	必要 (B-CAS社)
	事前実装	<ul style="list-style-type: none"> ○商品の企画の自由度向上。 ○視聴のための、カード挿入が不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○カードの所有権の所在、目的外使用の制限や、カード紛失時の取り扱い等について、視聴者の認知と理解が必要。 ○カードの貸与に係る情報提供等について、現行の「シュリンクラップ」方式に代わりに受信機立ち上げ時にクリック契約等の手段を用いる必要があり、視聴者において一定の操作が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○メーカーの商品企画の自由度が高まることで、消費者の選択拡大につながる可能性もあり、選択肢の一つとして引き続き検討。 ○ノートPCや携帯電話、浴室TV、車載等のニーズの可能性はあるのではないかと。 	必要 (B-CAS社)